平成２５年（フ）第２３０２号
札幌市清田区平岡８条４丁目15番16号
破産者　濱田　龍吾
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１０号
北海道江別市大麻西町24番地の３
破産者　片山　雅光
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
鳥取県倉吉市堺町２丁目239番地41
破産者　山本　安利
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２８号
広島県世羅郡世羅町大字小国3617番地
破産者　栗原　勝二
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第１１５号
鹿児島県阿久根市鶴見町68番地、開始決定時の住所鹿児島県阿久根市波留2117番地１
破産者　川添　勝己
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字金色６番地の３
破産者　遠藤　秀正
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
仙台市若林区伊在字屋敷47番地　パレドゥエトワール201
破産者　安齋　吉晃
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
秋田市土崎港北７丁目３番17号　港北ハイムＢ―201、住民票上の住所秋田市飯島道東３丁目２番16号
破産者　伊藤　恵子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４３号
神奈川県藤沢市西富580番地の２　グレースコート101
破産者　松岡恵津子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７８号
横浜市磯子区洋光台６丁目７番11号　ライフピア塩沢202号
破産者　永田　　靖
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９６号
横浜市港南区日野４丁目15番８号
破産者　藤盛　直好
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０号
滋賀県彦根市長曽根南町485番地３　202号、開始時の住所滋賀県彦根市小泉町１番地259
破産者　清水　暢彦
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１６６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字高岡85番地１、旧住所鳥取県鳥取市面影２丁目２番５号　レオパレスヴィラ205号
破産者　山根　一城
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
福岡県田川郡福智町上野3679番地３
破産者　伊藤　敦子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第８３０号
札幌市中央区南３条西６丁目３番地３　南３条グランドビル1305号
破産者　中村三惠子
1　破産債権の届出期間　平成26年９月26日まで
2　一般調査期日　平成26年10月31日午後３時
平成26年８月29日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０９２号
愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地41棟109号
破産者　諸石わさ子
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年11月26日午後１時35分
平成26年８月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９３号
愛知県日進市岩藤町下原205番地５　ソサエティＫＡＴＯ303、開始決定時の住所愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地41棟109号
破産者　諸石　和敏
1　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
2　一般調査期日　平成26年11月26日午後１時35分
平成26年８月29日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８０３号
福岡市博多区千代２丁目13番16号
破産者　中山　　茂
1　破産債権の届出期間　平成26年９月30日まで
2　一般調査期日　平成26年11月28日午前10時
平成26年８月29日
福岡地方裁判所第４民事部